

○生活環境調査委員会設置要項（抜粋）

（会 議）

第4条

4 会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する審議は、非公開とすることができる。

- (1) 会議において、一般財団法人茨城県環境保全事業団情報公開規程第7条の各号に該当する事項において審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

○一般財団法人茨城県環境保全事業団情報公開規程（抜粋）

（文書等の開示義務）

第7条 理事長は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示しなければならない。

（6）事業団又は県その他の地方公共団体若しくは国（以下この号において「県等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、事業団又は県等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 事業団又は県等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ